

# 社会福祉 あきた

NO.  
**346**  
2018.6.30



特集

【写真】  
秋田市で開催された  
「福祉の就職フェア」の様子

P2 「ともにつながり支え合うぬくもりと笑顔  
あふれる幸せのまちづくり」をめざして

新「秋田県地域福祉活動計画」策定  
今後6年間の地域福祉活動の方向性を定める

P6 秋田県内の福祉の職場で働きませんか？  
高齢者総合相談・生活支援センターからのお知らせ

P7 「秋田LL大学園」を開催します  
皆様の善意

P8 平成30年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算

P10 職場紹介リレー

P12 社協のいま～藤里町社会福祉協議会～



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法人 秋田県社会福祉協議会  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

新「秋田県地域福祉活動計画」策定

# 「ともにつながり 支え合う ぬくもりと笑顔あふれる幸せのまちづくり」をめざして 今後6年間(H30-35)の地域福祉活動の方向性を定める

本会では、平成26年度に策定した第4期秋田県地域福祉活動計画に基づいた活動の検証結果、国や全社協の動向、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団が行っている高齢化対策に関する事業を平成30年度から継承することを踏まえるとともに、平成30年度を開始年度として県が策定した「秋田県地域福祉支援計画」との整合を図り、第5期秋田県地域福祉活動計画を策定しました。

ここでは、計画策定の趣旨や基本方針など、新たな計画の概要をお知らせいたします。

## 計画策定の趣旨

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行などによる家族形態の変化、地域でのつながりの希薄化などに伴い、家庭や地域における支え合う機能が低下し、複雑で多様な地域生活課題が生じています。

国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

また、本会が平成17年度から取り組んできた「地域福祉トータルケア推進事業」は、地域共生社会を目指す取組みを先取りしたものとこのことができ、本会や市町村社会福祉協議会のこれまでの取組みや、今後展開される国・県の施策動向を踏まえ、これらとの整合に留意する必要があります。

さらに、本県における高齢者を地域全体で支える体制づくりをより充実させるため、本会は（公財）秋田県長寿社会振興財団（以下「LIL財団」）から高齢化対策に関する主な事業を継承し、平成30年度から実施することとしました。

このような状況を踏まえ、本会は、その役割や活動の方向性を明らかにするとともに地域福祉の推進を図る

ため、関係機関・団体等と連携・協働して取り組む今後6年間の地域福祉活動計画（以下「活動計画」）を策定しました。

## 計画策定のための5つの視点

活動計画の策定に当たり、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策動向を踏まえ、平成29年5月に策定された社協・生活支援強化方針のほか、全社協福祉ビジョン2011第2次行動方針を参考に、第4期活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」の推進状況の検証結果を5つの視点から整理しました。

### 視点1 地域における総合相談・生活支援の仕組みづくり

平成17年度からの地域福祉トータルケア推進事業、地域福祉再構築推進事業や市町村社協を支援するモデル事業等により全県の地域福祉推進の仕組みづくりを進めてきましたが、その成果の波及は地域や分野によって差があります。

### 視点2 地域における公益的取組の促進

多様で複雑な地域生活課題が生じており、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」への積極的な取組みが求められています。社協は「誰でも」「いつでも」「何

でも」受け止める相談支援体制の構築に向け、社会福祉施設や福祉サービス事業者との連携や協働を図る必要があります。

### 視点3 福祉サービスの質の向上と、社会福祉法人や福祉施設の経営管理の強化の促進

社会福祉法人は平成28年に実施された社会福祉法人制度改革によりガバナンス等の強化や経営の透明性の向上を図る必要があります。

### 視点4 働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくりの促進

福祉施設・介護事業所等は慢性的に人材不足となっており、人材確保対策の強化が喫緊の課題となっています。

また、国の施策動向や福祉現場のニーズを的確に捉え、研修内容の充実を図る必要があります。

### 視点5 災害や防災への対応強化

自然災害の発生に備え、住民の多様なニーズに対応した支援を行う仕組みづくりを進める必要があります。また、災害発生直後から福祉人材の派遣等の対応を行うため、関係団体・機関と調整しながら広域的な支援ネットワークの仕組みづくりを進める必要があります。

**【基本理念】 ともにつながり 支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり**

幅広い関係者との連携・協働のもと、県民の暮らしのあらゆる困りごとを丸ごと受け止める仕組みづくりや他人事を我が事に変える取組みにより地域福祉の充実を図り、めくもりと笑顔あふれる幸せのまちづくりを目指します。

**基本方針Ⅰ 地域共生の仕組みづくり**  
—地域福祉トータルケアの推進—

**推進項目1 総合相談支援体制の構築**

- (1) 地域福祉推進体制の構築と取組み強化
- (2) 地域福祉推進を担う人材の育成
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 生活困窮者支援の強化
- (5) 生活福祉資金貸付事業の推進
- (6) 高齢者相談事業の推進

**推進項目2 地域づくり活動基盤の整備**

- (1) 地域における支え合いの仕組みづくりの推進
- (2) 民生委員・児童委員活動への支援
- (3) 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援
- (4) 課題解決に向けた県民啓発の強化
- (5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進
- (6) 県民の善意による支援の充実

**推進項目3 地域における公益活動の推進**

- (1) 地域と社会福祉施設との協働事業の推進

**推進項目4 行政と社協のパートナーシップの強化**

- (1) 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化

**推進項目5 災害支援体制づくりの推進**

- (1) 災害支援体制の構築
- (2) 災害に備えた広域支援ネットワークの充実

**基本方針Ⅱ 福祉サービスの基盤づくり**  
—働きやすくやりがいを感じられる福祉の職場づくりの推進—

**推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進**

- (1) 福祉人材の確保とマッチングの促進
- (2) 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援
- (3) 福祉の仕事への理解促進
- (4) 福祉保健従事者研修の充実

**推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化**

- (1) 質の高い福祉サービス提供の促進
- (2) 福祉事業者の経営基盤・組織の強化への支援

**基本方針Ⅲ 組織・経営基盤の強化**

**推進項目1 法人経営の基盤強化と財源の確保**

- (1) 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進
- (2) 会員の拡大と自主財源の充実
- (3) 秋田県社会福祉会館の適正な運営

**推進項目2 職員の資質向上と意識改革**

- (1) 職員評価の推進
- (2) 職員の資質向上

活動計画の基本理念を「ともにつながり 支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり」としています。3つの基本方針の下に、次のとおり現状と取組みの方向性を整理し、推進項目と事業項目を設定しました。

**新しい活動計画の基本理念、基本方針及び推進項目・事業項目**

**【基本方針Ⅰ】**

**地域共生の仕組みづくり**

—地域福祉トータルケアの推進—

**【現状・取組みの方向性】**

- 1 高齢者や障害者、様々な課題を抱える世帯に対応する総合相談支援体制が求められており、県民の暮らしの中の多様な課題を丸ごと受け止め、住民に身近な地域で解決に繋げる支援やその仕組みづくりを行う地域福祉トータルケアを全県で推進する必要があります。
- 2 少子高齢化や人口減少により弱体化が懸念される地域活動の維持強化が求められており、地域における住民主体の福祉活動の基盤となる小地域ネットワーク活動の強化と地域のつながりの再構築を図る必要があります。
- 3 既存制度で受けきれない福祉ニーズが増大しており、社会福祉法人の専門性やノウハウを活用して「地域における公益的な取組」の強化を図る必要があります。
- 4 多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて、行政や多様な相談支援機関等との連携・協力関係の強化が求められており、地域生活課題の調査や政策提言等により行政とのパートナーシップの構築を図る必要があります。

築を図る必要があります。

- 5 地震等の自然災害発生時に地域住民を支援する体制が不可欠であることから、災害ボランティアセンター機能や広域支援ネットワークの充実を図る必要があります。

**【主な活動】**

**推進項目1 総合相談支援体制の構築**

- (1) 地域福祉推進体制の構築と取組み強化
- 様々な機関・団体の連携・協働により、地域において住民からの生活のあらゆる相談を受け止めて対応する機能と併せ、住民の支え合い活動や社会参加、世代間交流の機能を有する拠点の整備を進め、地域福祉トータルケアの仕組みによる「福祉でま

- ちづくり」を目指します。

- (2) 地域福祉推進を担う人材の育成
- 住民の地域生活課題に応えるとともに地域の資源と連携・協働した地域づくりを推進するため、「コミュニティソーシャルワーク実践者」の養成と配置を促進します。

**(3) 権利擁護体制の充実**

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」への円滑な移

行を可能とする一体的な支援体制づくりを進め、地域において福祉、保健、医療、司法等との連携による権利擁護体制の構築を促進します。

**(4) 生活困窮者支援の強化**

子どもの貧困対策推進モデル事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等により生活困窮者の支援を進めます。また、福祉教育に関連する事業を通じ、制度の狭間の問題への対応を強化するとともに、住民一人ひとりが社会の一員として居場所や役割を持って社会に参加できる「社会的包摂」の普及啓発を図ります。

**(5) 生活福祉資金貸付事業の推進**

相談支援活動と連動した生活福祉資金貸付事業の推進により、様々な地域生活課題を抱える世帯の自立促進を図ります。

**(6) 高齢者相談事業の推進**

LL財団から継承する高齢者相談事業について、本会の既存事業との連携を図りながら円滑に推進します。

**推進項目2 地域づくり活動基盤の整備**

**(1) 地域における支え合いの仕組みづくりの推進**

地域の課題解決に住民が主体的に取り組み、住民同士の支え合いによ

る生活支援活動を進める気運を高め、住民に身近な小地域の福祉力を強化します。

**(2) 民生委員・児童委員活動への支援**

民生委員・児童委員が社協と連携した地域福祉活動を展開することができるよう、委員の資質向上につながる研修を効果的に実施します。

**(3) 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援**

福祉教育を推進し、地域福祉の担い手となる幅広い年齢層の住民を育成することにより、地域の福祉力向上を図ります。

**(4) 課題解決に向けた県民啓発の強化**

社会福祉大会や県民フォーラムの開催、広報紙やウェブサイト等による情報発信により、地域における地域生活課題の解決に向けた県民啓発の強化を図ります。

**(5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進**

高齢者の生きがい・健康づくりを推進するため、高齢者のスポーツ・文化活動や社会参加活動を促進します。

**(6) 県民の善意による支援の充実**

寄附金を活用した活動に関する周知を強化するとともに、寄附者に本会の活動内容の情報を提供するなど、寄附しやすい環境づくりを進めます。

**推進項目3 地域における公益活動の推進**

**(1) 地域と社会福祉施設との協働事業の推進**

制度の狭間の問題への対応を強化するため、社協を含む全ての社会福祉法人が地域における公益的な取組みを実施するよう、モデル事業の実施や情報共有の場の設定等を通じ働きかけを強化します。

**推進項目4 行政と社協のパートナーシップの強化**

**(1) 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化**

地域生活課題の把握や調査を通じ、関係機関への政策提言に向けた取組みを強化するとともに、行政とのパートナーシップ構築に向けて秋田県との協働の取組みを推進します。

**推進項目5 災害支援体制づくりの推進**

**(1) 災害支援体制の構築**

市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの機能を強化するため、運営マニュアル整備の支援や災害ボランティアコーディネーターの養成を推進します。

行政や関係機関・団体との連携を図りながら、災害に備えて住民による支え合いの意識啓発を進めます。

**(2) 災害に備えた広域支援ネットワークの充実**

被災者支援の充実を図るため、災害時の二次被害の予防に向け災害派遣福祉チームの体制づくりを進めます。

**〔基本方針Ⅱ〕**

**福祉サービスの基盤づくり**

働きやすきやりがいを感じられる福祉の職場づくりの推進

**〔現状・取組みの方向性〕**

1 少子高齢化などに伴い増加し続ける福祉ニーズに応えるためには、働きやすきやりがいの感じられる福祉の職場づくりが不可欠であることから、求人・求職者への対応強化や若い世代への福祉の仕事に関する理解促進のほか、従事者のニーズを踏まえた研修の充実を図る必要があります。

2 多様化する福祉ニーズに柔軟に対応するためには、福祉サービスの質の維持・向上を図る取組みが不可欠であることから、苦情解決体制の整備や介護サービス情報の公表に取り組みが必要があります。

3 社会福祉法人には、社会福祉法

人制度改革によりガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等が求められていることから、経営・組織体制の強化や「地域における公益的な取組」の実施を支援する必要があります。

【主な活動】

推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

(1) 福祉人材の確保とマッチングの促進

求人・求職者の開拓と就職支援、高齢者など多様な人材の参入促進により、事業所の人材確保の取組みを支援します。

(2) 福祉人材の定着促進と労働環境の改善支援

専門アドバイザーの派遣等により就労環境の改善を図り、定着促進の取組みを強化します。

(3) 福祉の仕事への理解促進

中高生等の若い世代に対する福祉の仕事の魅力発信を強化するとともに、保護者や教職員に対して福祉の仕事の理解促進を図ります。

(4) 福祉保健従事者研修の充実

福祉人材の育成や定着に効果的な「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」を計画的に導入するとともに、

研修ニーズの確かな把握に努め、委託研修や自主企画研修の充実を図ります。

LL財団から継承する研修事業を本会の研修体系に位置付け、円滑かつ効率的な実施を図ります。

推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

(1) 質の高い福祉サービス提供の促進

苦情解決体制の強化や第三者評価の実施、介護サービス情報の公表により、社会福祉施設のサービスの質の向上の取組みを促進します。

(2) 福祉事業者の経営基盤・組織の強化への支援

福祉施設・事業者の経営指導や種別団体のネットワークの充実を図るとともに、モデル事業の実施や情報共有の場の設定などにより「地域における公益的な取組」の実施を支援します。

【基本方針Ⅲ】

組織・経営基盤の強化

【現状・取組みの方向性】

本会には、地域共生社会の実現を

目指す動きなどに対応し、本県において地域福祉を推進する中核を担う社会福祉法人としての責務を果たすことが求められています。

このため、効率的で透明性の高い法人運営や安定的な財源の確保、職員の資質向上等に努め、組織や経営基盤の強化を図る必要があります。

【主な活動】

推進項目1 法人経営の基盤強化と財源の確保

(1) 会務の運営と事業評価による適正な法人運営の推進

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、評議員会や理事会等の定期的な開催、事業評価の実施により、効率的かつ透明性の高い法人運営を行います。

(2) 会員の拡大と自主財源の充実

自主企画研修の充実等会員のニーズに対応した取組みを推進し、会員の拡大を図るとともに、厚生事業による自主財源の確保を図ります。

(3) 秋田県社会福祉会館の適正な運営指定管理制度の下で、社会福祉会館の適正な管理運営を図ります。

推進項目2 職員の資質向上と意識改革

(1) 職員評価の推進

円滑な事業実施や職員の意欲向上を図るとともに業務改善を進めるため、業務目標評価等を実施します。

(2) 職員の資質向上

LL財団からの事業継承に伴う相談事業の拡大や本会を取り巻く情勢の変化を踏まえ、資格取得の支援や他団体との人事交流により、職員の資質向上を図ります。

地域福祉の推進に向けて

本会では、新たな活動計画に基づき、行政はもとより市町村社会福祉協議会、社会福祉関係団体の皆様との連携、協働により、地域共生の仕事づくり、福祉サービスの基盤づくりに向けてまいりますので、皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

この活動計画の全文は、本会のホームページにも掲載しております。ダウンロードすることができますので、御活用いただけますようお願いいたします。

## 秋田県内の福祉の職場で働きませんか？

「福祉の仕事をお探しの方・目指す方を応援します」

少子・高齢化が進んでいる秋田県では、住民のニーズに的確に対応するために、福祉・介護人材の確保が喫緊の大きな課題となっています。

そうした中で、本会では、福祉の仕事をお探しの方と、秋田県内の福祉・介護事業所の採用担当者との面談の場として「福祉の就職フェア」を開催しています。

今年も、従来の秋田市に加え、新たに仙台市でも開催し、仙台市周辺の福祉系大学等を卒業後に秋田県内で福祉の仕事に就く意思のある方や、現在アターンを考えている社会人の方などを対象に就職面談会を開催します。ご家族やお知り合いの方で、ふるさとの秋田で働きたい方がいらっしゃいましたら、

ら、お声がけ願います。県内の福祉・介護事業所の概要説明や職業の適性診断などを受けることができますので、情報収集の機会としても是非ご利用ください。

### ●福祉の就職フェア in 秋田・仙台

#### 【秋田会場】

と き 平成30年6月24日

と ころ 午後1時から4時まで  
秋田ビューホテル

#### 【仙台会場】

と き 平成30年7月14日

と ころ 午後1時から4時まで  
TKPガーデンシティ仙台  
ホール13A



**お問い合わせ先**

**施設振興・人材・研修部**  
秋田県福祉保健人材・研修センター

(人材部門)

**TEL (018) 864-2880**

## 高齢者総合相談・

## 生活支援センターからのお知らせ

### ☆県民介護講座 受講のご案内

※次のコースの講座を開きます。いずれも予約制で定員30名です。

時 間 13時30分から15時30分まで

受講料 65歳以上の方は無料、それ以外の方は500円

①杖・車いすコース  
7月6日(金)・27日(金)

杖や歩行器・車いす購入時のポイントと正しい使用方法：等

②排泄コース  
8月24日(金)・9月14日(金)

知っていそうで知らない尿パッド・紙パンツの選び方、当て方等

③介護保険コース  
9月28日(金)

介護が必要になったとき慌てないために、何をしたらいいの？／特養？老健？施設はどう違うの？

④お墓あれこれコース  
10月12日(金)

お墓をどうする？…等

☆専門相談のご案内(7月～9月)

※各分野の専門家による来所相談を受

け付けています。相談は予約制です。電話予約をお願いいたします。

時 間 13時から16時まで

相談料 無料

●法律相談 7月10日・24日／8月7日・21日／9月11日・25日

●遺産相続や金銭トラブル、悪徳商法被害等の相談を弁護士が担当

●人生相談 7月4日／8月1日／9月5日

家庭問題、人間関係、生きがいについての相談を学識経験者が担当

●権利擁護相談 7月19日／8月16日／9月20日

高齢者虐待防止、消費者被害相談、成年後見制度利用等について専門家が担当

☆一般相談のご案内

平日9時から17時まで、来所または電話による相談を受け付けています。

高齢者総合相談・生活支援センター

認知症コールセンター

☎018-824-4165

☎018-824-2275

# 「秋田L.L.大学園」を 開催します

新たな自分を見つけよう

概ね60歳以上の方を対象に、これからの高齢期を充実して過ごすための入門講座として「秋田L.L.大学園」を開催します。

高齢者の社会活動参加の促進や心身の健康保持を目的として、生きがい・健康づくりや介護予防、一般教養等、幅広い内容の講座を予定しているほか、各分野の専門家の貴重な講話やニュースポーツの体験などを盛り込み、誰もが参加しやすい多彩なカリキュラムとしています。

平成30年度の会場と募集人員は次のとおりです。

秋田市(秋田県社会福祉会館70名)、北秋田市(市民ふれあいプラザコムコム30名)、横手市(交流センター<sup>2</sup>Y(わいわい)ぶらざ30名)

開催期間は6月から12月までで、受講料(資料代等)は全7回分で3,000円です。

申込み、問い合わせ先

地域福祉・生きがい振興部  
生きがい・健康づくり担当

TEL(018)824-2888

## 皆様の善意

平成30年2月21日

平成30年5月8日現在

### ご寄附

- 株式会社みづき 様 41,000円
- 株式会社男鹿水族館 様 217,557円
- 秋田電気同友会 様 689,711円

### 物品預託

- 株式会社 ツルハホールディングス 様
- クラシエホールディングス 株式会社 様
- スタンダードタイプ車椅子10台 県内の老人・障害者福祉施設へ

### 災害遺児愛護基金事業へのご寄附

- 金 康宏 様 10,000円
- 秋田県自動車販売店協会 様 39,220円
- 秋田市佛教会 様 21,500円



ツルハホールディングス様  
クラシエホールディングス様



NTT マatchingギフトプログラム

### NTTマatchingギフトプログラム

- 株式会社NTT東日本サービス 営業推進部 Web・サポート部門 秋田サポートセンター 様
- NTT秋田社会貢献推進会議 様
- 株式会社NTT東日本・東北 秋田支店 様

- エヌ・ティ・ティ エムイー 東北事業所 秋田ネットワーク サービスセンター 様
- 株式会社NTT東日本・南関東 ビジネスデリバリーコーポレート部 東北エリアグループ 営業支援・SO支援センター(秋田) 様 574,304円

### 災害遺児愛護基金について

災害遺児愛護基金事業では、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害が残った場合に、子どもの心身のすこやかな成長を願い、見舞金や小・中学校入学祝い、中学校卒業祝い、激励金を支給しています。

### 平成29年度給付金支給状況

- 見舞金 4人 400,000円
- 激励金 37人 1,110,000円
- 卒業祝い 7人 350,000円
- 入学祝い 7人 350,000円

### 善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

秋田魁新報社を通じてご寄附いただく場合

本社または各支局にお申し出てください。秋田魁新報「善意」の欄に掲載されます。

銀行から振込みでご寄附いただく場合

災害遺児愛護基金事業へのご寄附は、専用振込用紙で送金手数料無料の振込みができます。

用途に関するご希望について

主に地域における社会福祉活動やボランティア活動の推進など地域福祉推進のための「一般寄附」と、寄附者が用途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

総務企画部  
TEL(018)864-2711

# 「ともにつながら 支え合う ぬくもりと 笑顔あふれる幸せのまちづくり」の 実現に向けて

## 平成30年度秋田県社会福祉協議会事業計画及び予算

本会では、少子高齢化や人口減少に伴う本県の地域社会の変化、「地域共生社会の実現」を目指す国・全社協・県の動き、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（以下「LIL財団」）からの事業譲渡等を踏まえ、昨年度、新たな「地域福祉活動計画」を策定しました。

今年度は、この計画に基づき、関係機関、関係機関の皆様との連携・協働を強化しながら、次の基本方針に沿って事業を展開してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

### 《基本方針1》地域共生の仕組みづくり

#### ―地域福祉トータルケアの推進―

地域共生社会の実現に向け、市町村社会福祉協議会等がその役割・機能を十分に発揮できるよう支援します。具体的には、「他人事」を「我が事」として捉える地域づくりに向け、地域福祉活動参加促進セミナーを開催するとともに、小地域ネットワーク活動の推進方を策定する「地域福祉活動基盤整備事業」に新たに取組むほか、住民主体による支え合

いの仕組みづくりに向けたモデル事業を展開します。

また、地域福祉推進を担う人材確保を目的として、コミュニティソーシャルワーク実践者の養成、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置と機能発揮に向けた支援、住民の中から地域福祉活動を担うリーダー的人材の養成を進めます。

更に、市町村における権利擁護体制の構築に向け、日常生活自立支援事業の利用拡大に努めるとともに、権利擁護センターの設置等を視野に市町村協の体制強化を図るモデル事業を展開します。

社会的な孤立や貧困問題への対応として、生活困窮者自立支援制度の改正を踏まえた事業を支援するほか、生活福祉資金や、ひとり親家庭の親、児童養護施設退所者等を対象にした貸付制度の活用を進めます。

社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を進めるため、社会福祉法人・施設と社協の連携し、制度の狭間の問題に対応した新たなサービスの開発に向けたモデ

ル事業を引き続き実施するとともに、災害時の二次被害の防止を図るため、災害派遣福祉チーム構成員を養成する研修を新たに実施します。

地域の災害支援体制充実のため、災害ボランティアコーディネーターの養成を継続するとともに、災害発生を想定した災害ボランティア活動の実地訓練を新たに実施します。

このほか、LIL財団から継承した高齢者の総合相談・生活支援事業や高齢者の生きがい・健康づくりに向けた事業に取り組みます。

また、県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメールマガジンの内容の充実等により情報提供機能強化に努めるとともに、社会福祉大会や県民フォーラム等を開催します。

更に、県民の善意を地域福祉推進や災害遺児支援に役立てるため、寄附や募金活動を通じて社会貢献活動の拡充に努めます。

多様な生活福祉課題の解決のため、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との連携・協働を強化し、福祉課題に関する調査・研究活動を通じて積極的に提言活動を行います。

### 【重点事業】

- 地域福祉活動基盤整備事業
- 権利擁護支援の体制構築モデル事業
- 社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業

○種別協議会・団体との連携・協働による地域福祉推進委員会の機能強化

### 《基本方針2》福祉サービスの基盤づくり―働きやすくなりを感じる職場づくりの推進―

少子高齢化と人口減少が進む中で、福祉・介護ニーズに的確に対応するためには、各種サービスの提供を担う人材の確保が大きな課題であることから、無料職業紹介機能の一層の強化と継続的な求人・求職開拓を積極的に進める必要があります。

このため、県北・中央・県南に介護人材マネージャーを引き続き配置し、福祉・介護の仕事への新規就労を希望する求職者の開拓に取り組みます。新たに、家庭の事情等により離職した未就業の介護福祉士等の有資格者や就労意欲の高い元気なシニア世代を、福祉や介護の職場への就労に繋げるための研修会等を開催します。

また、職員の定着促進のため、社会保険労務士や理学療法士等の専門職を事業所へ派遣し、職場の労働環境改善や職員の腰痛予防対策等を支援します。

更に、中長期的な観点から、福祉・介護の仕事への若年層の理解を深めるため、事業所見学等を行う「高校生福祉の進路ガイダンス」や中学生・高校生等を対象にした「介護の職場

体験事業」を引き続き実施するとともに、新たに中学生等を対象に、事業所の若手職員などが福祉の仕事の魅力を分かりやすく伝えるセミナーを開催します。

併せて、介護福祉士修学資金貸付事業や実務者研修施設への入学者に対する介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のほか、保育士修学資金貸付事業を継続し、福祉人材確保に努めます。

県から受託している福祉保健研修の充実を図るほか、認知症介護に関する研修などの自主企画研修を実施し、従事者の専門性の向上と福祉サービスを提供する人材の育成に努めます。

更にLL財団から継承した介護支援専門員実務研修受講試験や専門研修を実施し、その確保や資質向上を図るとともに、必要な医療的ケアをより安全に提供できるよう、介護職員向けのたん吸引等に関する研修を実施します。

社会福祉法人には、その公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築や地域社会への貢献に向けた積極的な取り組みが求められており、引き続き経営相談事業の充実を図るなど、法人経営の強化を支援します。

「運営適正化委員会」では、サービス利用者等からの苦情の適切な解決に向けた助言や適切な機関の紹介などによる相談機能の発揮、福祉サー

ビス利用援助事業の適正な運営のための調査や助言等に努めます。

また、福祉サービス第三者評価事業の調査者の確保と資質向上を図るとともに、施設に対し積極的に受審を働きかけ、サービスの質の向上を図ります。

LL財団から継承した介護サービス情報の公表制度は、「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を確実に保障するための仕組みであり、質の高い介護サービスの提供と県民への正確な情報提供に向け、適切かつ円滑な運用に努めます。

【重点事業】

○福祉人材の確保とマッチングの促進

○アクティブシニア介護職参入促進事業・潜在介護福祉士再就業促進事業

○中学生福祉の仕事セミナーの開催

○介護福祉士修学資金等貸付事業・保育士修学資金貸付事業

○福祉保健従事者研修

《基本方針3》組織経営基盤の強化

関係機関・団体等と連携しながら本県の地域福祉を総合的に推進するためには、本会の組織・財政基盤の確立が重要であり、組織強化に取り組むとともに、財源確保と経費節減に努めます。

また、施設の火災・自動車共済、自動車リース等の利用促進を通じた自主財源の確保、会員及び会費規程に基づく積極的な会員の拡大及び会費の増強に努めます。

秋田県社会福祉会館は、開設から31年を経過し、経年劣化の箇所も多く見られることから、利用者の安全を確保するため、県と協議し計画的な修繕を進めるとともに、イベントや教室等の開催を通じて利用促進と県民に親しまれる会館運営を目指します。

また、業務目標評価等の実施により効果的・効率的な事業推進と職員

の意欲の向上に繋げるほか、資格取得への支援等を通じ、職員の資質向上を図ります。

【重点事業】

○会員制度の周知と会員拡大、会員サービスの充実

○多様な自主財源確保の拡充と経費節減

○秋田県社会福祉会館利用者の拡大

事業計画・収支予算の詳細は、本会ホームページを御覧ください。

平成30年度一般会計・生活福祉資金会計予算

一般会計 (単位：千円)	
事業・拠点区分名	予算額
社会福祉事業	456,135
1 法人運営事業	87,133
2 地域福祉トータルケア推進事業	167,209
3 高齢者の生きがい・健康づくり推進事業	22,916
4 高齢者相談支援事業	24,114
5 介護実習事業	45,194
6 介護サービス情報公表事業	22,875
7 福祉保健人材センター事業	66,915
8 福祉施設経営推進事業	14,623
9 寄附・募金活動事業	5,156
公益事業	247,768
1 秋田県福祉保健研修センター事業	25,206
2 修学等貸付事業	222,562
収益事業	89,184
1 秋田県社会福祉会館管理運営事業	75,169
2 厚生事業	14,015
合 計	793,087

生活福祉資金会計 (単位：千円)	
会計区分名	予算額
1 生活福祉資金会計	142,450
2 生活福祉資金貸付事務費会計	55,748
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	10,556
4 臨時特例つなぎ資金会計	710
合 計	209,464

**職場紹介**  
**リレー**  
 No.21

このコーナーでは、会員施設・市町村社協等の広報担当による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『♪笑いの花咲く サポートセンター 聖和♪』  
 社会福祉法人 秋田聖徳会  
 障がい福祉サポートセンター 聖和  
 サービス管理責任者 藤井 厚子

「養護学校卒業後に通所できる施設があったら：」という重症心身障害児の保護者の要望を受けて、通所介護事業所の一部を使用して平成19年に「基準該当生活介護」としてスタートしたのが「聖和」の始まりです。平成23年4月には待望の単独施設が完成し「障がい福祉サポートセンター 聖和（以下、聖和）」が正式に誕生しました。聖和は重症心身障害者（障害支援区分5・6）の日中活動の支援を通じ、デイリーセントライフ（健康で文化的で快適な生活）を目指しております。

「聖和」は秋田市の中心部に近く、少し歩くと大きな神社や公園もあり、車椅子で散歩や外気浴を楽しめます。

また、地域との関わりも大切にしており、学生さんやサークル団体の方々による演奏会等も行われ



施設訪問の外出先にて

ております。

入浴・食事と同様に、利用されている方たちが楽しみにしているのが様々な「療育」です。職員による楽器生演奏（ピアノ・ギター等）やゲーム、絵本の読み聞かせ、ドライブや買い物、「クリスマス会」、「成人お祝い会」等、毎年工夫を凝らし実施しております。今年の「成人お祝い会」では成人を迎えられた利用者の方達に「成人の湯」という少し大人っぽく泡風呂とカラスポットライトで楽しんで頂きました。後日談でこの夜の夜は興奮してなかなか寝付けなかったとか…。

笑いあり涙なし！これからも地域に愛され、利用している皆様が地域で生活できるようにお手伝いさせていただきます。

**がんをきむ 病気やケガの備えに**

**ちゃんと応える 医療保険**

EVER

**No.1**

アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1

平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで

**心配な「がん」の備えに**

**NEW/ 生きるためのがん保険**

Days 1

■募集代理店（アフラックは代理店制度を採用しております）

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

**ナカイ株式会社 秋田支店**

☎0120-712-816  
 FAX 018-866-1762

（引受保険会社）

「生きる」を創る。

**Aflac**

**アフラック**  
 秋田支社  
 〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
 シティビル秋田3階  
 Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

平成30年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

  

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円
--------------	---	---

- ② 個人情報漏えい対応補償    ③ 施設の什器・備品損害補償
- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
  - オプション2 ● 医務室の医療事故補償
  - オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
  - オプション4 ● クレーム対応サポート補償 **新設**

## プラン2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償    ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

- ### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
- 施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年、職種級別A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(年間:週5日勤務の場合)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

## プラン4 社会福祉法人役員等の補償 (賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償 **改定**

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



# 社協のいま 藤里町社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！  
今回は秋田県北部から藤里町社協を御紹介。

藤里町社協が、福祉の立場からの地方創生事業として、「町民全てが生涯現役を目指すまちづくり」に取り組んでから、3年が経過しました。人づくり・仕事づくり・若者支援を3本柱に掲げていますが、今回は人づくりの「プラチナバンク」について、ご報告いたします。

\*\*\*

平成29年6月、誰もが地方創生の担い手になれる仕組みの「プラチナバンク」を立ち上げました。4月1日現在、人口3,300人の町でプラチナバンク会員は340人を超え、会員の年齢層も20代から90代と幅広くなっております。

会員全てが活躍できるようにと職員が走り回っても、会員の意気の高さに追いつけないのが現状です。昨年秋、プラチナバンクの円滑な運営のために、10人ほどの会員で「プラ

チナ会議スタッフ」を立ち上げ、その方々の先導で動いております。

平成29年度プラチナバンク事業の総収入は2,200万円で、先ず先ずの滑り出しとも言えますが、「町民全てに活躍の場を」という壮大な目標には遠く及んでいません。

\*\*\*



まち自慢クラブ

プラチナバンク会員には、どんな活躍の場があるのか？町民の疑問に答えるために「プラチナバンク会員活動事例集」を出しております。

地域の企業や個人からの作業依頼に応えるための活動が多いのですが、地方創生事業の「根っこビジネス」のための根っこ掘りや根っこ叩き作業、社協の「まち自慢クラブ」講師等も含めて、29年度は50種類ほどの作業や活動の依頼がありました。



根っこ叩き作業の様子

\*\*\*

根っこ叩き作業中のメンバーを見て、驚いたことがあります。

重度のうつ病や難病等で仕事を辞

め、孤立しがちだった人たちも多く参加していました。孤立支援対策事業等への誘いを拒否していた方たちでした。

周囲から「暇なら、手伝ってきたら？」と勧められたそうで、「役に立てることがあるなら、声をかけてくれ」と、屈託のない笑顔で言ってくれます。実際、彼らは大きな戦力になっていきます。

作業中の彼らを見て驚いた自分が、支援する人・される人という福祉の常識の枠にとらわれていたことに気付きました。

地域福祉推進の「生きがい活動」や「活躍の場」づくりは、福祉職が考える事業ではなく本人が望む事業でなければならぬと、改めて肝に銘じています。

そんな反省も含めて藤里町社協は、弱者でも地方創生の担い手になれる「プラチナバンク」が、人口減少を続ける町の大きな戦力になると信じて、頑張ります。

2018年6月号 平成30年6月30日  
発行/秋田県社会福祉協議会

秋田県秋田市旭北栄町1番5号  
TEL (018) 8664・2711  
FAX (018) 8664・2702